

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 上下水道総務課

許認可等の内容		水道料金の減免
根拠法令等及び条項		栃木市漏水による水道料金減免取扱要綱第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市漏水による水道料金減免取扱要綱第3条、第4条及び第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年 5月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>料金の減免対象事由は、水道使用者の十分な管理の下において、通常の管理状態における発見が困難と認められる地下、配管が露出していない壁の内部、床下等における漏水とする。（第3条）</p> <p>料金の減免は、前条に規定する漏水の事実が判明し、当該漏水の修理がされている場合に必要な書類を提出することにより、行うものとする。（第4条）</p> <p>（減免の申請の適用除外）（第5条）</p> <p>次に掲げる事由に該当すると認める場合は、前条の減免を行わない。</p> <p>(1) 漏水について申請者又は第三者の故意又は過失があること。</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者でない者が修理を行ったとき。</p> <p>(3) 漏水の修理完了の日から1年以上経過した申請であるとき。</p> <p>(4) 給水装置工事の改善指導を行ったにもかかわらず、工事又は修理をしないために発生した漏水であるとき。</p>	